

## 議案第49号

さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給水装置の支分引用) 第18条 [略] 2 [略] 3 <u>民法（明治29年法律第89号）第213条の2第1項の規定により、給水装置を他の者が所有する給水装置から支分して設けようとする場合は、第1項の規定は、適用しない。</u>	(給水装置の支分引用) 第18条 [略] 2 [略]

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。